

泉大津市教育委員会会議 令和6年第5回定例会

会 議 事 項

(令和6年5月15日)

会 議 事 項

- 日程第 1 議案第 28 号 泉大津市文化芸術奨励金交付要綱の制定について
- 日程第 2 議案第 29 号 教育委員会から社会教育委員会議への諮問について
- 日程第 3 報告第 11 号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について
- 日程第 4 議案第 30 号 令和 6 年度泉大津市一般会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 5 議案第 31 号 泉大津市立総合体育館条例の一部改正について

教育委員会資料
6. 5. 15
生涯学習課

議案第28号

泉大津市文化芸術奨励金交付要綱の制定について

1 趣 旨

泉大津市文化芸術奨励金を交付することにより、本市の文化芸術の振興及び活性化を図るため、要綱を制定するものである。

2 内 容

別紙1のとおり

3 施行期日等

この要綱（案）は、公告の日から施行する。

泉大津市教育委員会公告第 号

泉大津市文化芸術奨励金交付要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、泉大津市の文化芸術の振興を図るため、全国規模以上で開催される文化芸術に関する大会や展覧会等（以下「大会等」という。）で優秀な成績を収めた者に対し、泉大津市文化芸術活動奨励金（以下「奨励金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（交付対象となる大会等）

第2条 奨励金の交付対象となる大会等は、次に掲げるものとする。

- (1) 国が主催又は共催若しくは後援する大会等
- (2) 国が主催又は共催若しくは後援する二以上の国を対象として開催される大会等

（奨励金の交付対象）

第3条 奨励金の交付の対象は、市内に住所を有する個人又は市内を拠点に活動する団体で、前条のいずれかの大会等での入賞など、優秀な成績を収めた者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は交付対象者としてしない。

- (1) 大会等へ出場・出展するに当たり、本市の他の制度により金銭等の交付を受け、又は受ける予定である者
- (2) 出場・出展する文化芸術分野を職業として行い、これにより専ら生計を立てている者

（奨励金の額）

第4条 奨励金の額は、次の各号に定める額を上限とし、毎年度予算の範囲内で教育長が定める額とする。

- (1) 第2条第1号に定める大会 個人 10,000円
- (2) 第2条第1号に定める大会 団体 50,000円
- (3) 第2条第2号に定める大会 個人 20,000円
- (4) 第2条第2号に定める大会 団体 100,000円

(交付の制限)

第5条 同一の個人又は団体として奨励金の交付を受けることができる回数は、同一年度内及び同一大会等において1回のみとする。

(実績報告及び交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて、大会等の最終日の属する年度内に教育長に大会等の実績を報告するとともに、奨励金の交付申請をしなければならない。ただし、大会等の最終日が3月の場合、大会等の最終日の翌日から起算して1箇月を経過する日までに報告及び申請を行わなければならない。

- (1) 泉大津市文化芸術奨励金交付申請書（様式第1号）
- (2) 大会等の内容がわかる開催要項等
- (3) 大会等の成績がわかる書類
- (4) 団体として参加する場合にあっては、出場・出展者の名簿
- (5) その他教育長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 教育長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたものについて泉大津市文化芸術奨励金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第8条 前条の決定通知書を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該通知書を受領した日から15日以内に泉大津市文化芸術奨励金交付請求書（様式第3号）により教育長に奨励金の請求をしなければならない。

(交付の決定の取消し)

第9条 教育長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができ、その場合は、泉大津市文化芸術奨励金交付決定取消通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 大会等への参加や実績の報告に際し、不正その他不適切な行為をしたとき。
- (3) 教育長の指示に従わないとき。

(奨励金の返還)

第10条 教育長は、前条の規定により交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に奨励金を交付しているときは、泉大津市文化芸術奨励金返還通知書(様式第5号)により通知のうえ、期限を定めて当該奨励金の返還を求めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、公告の日から実施する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

泉大津市教育委員会教育長 様

住 所

（団体にあっては、団体名及び代表者名）

氏 名

印

（未成年者の場合は、保護者氏名）

氏 名

印

泉大津市文化芸術奨励金交付申請書

標記の奨励金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり出場・出展した大会等での実績を報告するとともに、奨励金を申請いたします。

大会等の名称	
開 催 地	
開 催 日 程	
出場・出展者名 (団体名)	(フリガナ)
出場・出展分野 (種別)	
大会等における成績等	
添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none">・大会等の内容がわかる開催要項等・大会等の成績がわかる書類・団体として参加する場合にあっては、出場・出展者の名簿・その他教育長が必要と認める書類

泉大津市文化芸術奨励金交付決定通知書

本人

様

（保護者）

泉大津市教育委員会教育長 印

年 月 日付で申請のあった泉大津市文化芸術奨励金については、泉大津市文化芸術奨励金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

奨励金交付決定額 金 _____ 円

泉大津市文化芸術奨励金交付請求書

年 月 日

泉大津市教育委員会教育長 様

申請者

住 所

出場・出展者名又は団体名
(団体は押印不要)

印

保護者又は代表者名

印

電 話

※申請者が未成年及び団体の場合は、保護者又は代表者名を記入のうえ、押印してください。

年 月 日付け泉大教生第 号により交付決定通知を受けた奨励金を下記のとおり請求します。

記


請 求 金 額	円
---------	---

口座名義人	
銀行名	銀行 支店
口座番号	普通 当座

※ 口座名義は申請者（出場・出展者本人、未成年の場合は本人又は保護者、団体の場合は代表者）名と同じでお願いします。

泉大教生第 号
年 月 日

様

泉大津市教育委員会教育長 


泉大津市文化芸術奨励金交付決定取消通知書

年 月 日付け泉大教生第 号で交付決定しました泉大津市文化芸術奨励金について、泉大津市文化芸術奨励金交付要綱第9条の規定により、下記の理由により取り消したので通知します。

記

1. 交付申請年月日 年 月 日
2. 交付決定年月日 年 月 日
(泉大教生第 号)
3. 取消理由

様

泉大津市教育委員会教育長 

泉大津市文化芸術奨励金返還通知書

標記の奨励金について、泉大津市文化芸術奨励金交付要綱第10条の規定により返還するよう通知します。

記

返 還 額	金 円 年 月 日付け泉大教生第 号により交付決定
返 還 理 由	
返 還 期 限	
返 還 口 座	銀行・信用金庫・信用組合・農協 本店・支店
口 座 種 別	普通 ・ 当座
口 座 番 号	
(フリガナ) 口 座 名 義	

教育委員会資料
6. 5. 15
生涯学習課

教育委員会から社会教育委員会議への諮問について

1 諮問事項

池上曾根弥生学習館における指定管理者制度の導入に関すること。

2 諮問理由

池上曾根弥生学習館は、史跡池上曾根遺跡を保存・活用するための施設として泉大津市が管理運営を行っているが、令和3年に策定した『史跡池上曾根遺跡保存活用計画』のなかで、関連する和泉市、大阪府と協力体制をとりながら史跡の保存活用を推進することが課題として挙げられている。

そこで、史跡池上曾根遺跡について三者が一体となり、より質の高いサービス提供と同時に効率的な管理運営を図るため指定管理者制度の導入を検討する必要があることから社会教育に係る事項として、社会教育委員会議に諮問を行うものである。

3 根拠法令

社会教育法（昭和24年6月10日）法律第207号

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

泉大教委第 号
令和6年5月24日

社会教育委員会議
議長 様

泉大津市教育委員会

池上曾根弥生学習館における指定管理者制度の導入について（諮問）

社会教育法第17条第1項第2号の規定に基づき、池上曾根弥生学習館における指定管理者制度の導入について、貴委員会の意見を求めます。

報告第11号

泉大津市教育委員会の後援名義使用について

1 趣 旨

泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱に基づき、後援を承認したので報告するものである。

2 根拠法令

泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱

第6条第2項 教育長は前項の規定により専決処理をしたときは、事後その旨を委員会に報告しなければならない。

3 報告対象期間

令和6年4月1日（月）～ 令和6年4月30日（火）

4 内 容

別紙3のとおり

【承認】

番号	専決日	実施日	件名	申請団体
1	R6.4.19	R6.5.18	第50回泉大津母親大会	泉大津母親連絡会
2	R6.4.22	R6.5.19	「発達障がい格差を埋める！5年後・10年後の親子の笑顔のために身近な状況を安心安全にした い。」	一般社団法人泉大津・発達支援 勉強会Lien
3	R4.4.24	R6.6.16	第1回 泉大津ライオンズクラブ杯	泉大津ライオンズクラブ
4	R4.4.24	R6.5.25	アユとあそぼう大津川	大阪府鳳土木事務所
5	R6.4.24	R6.7.13 R6.8.25	「ホームステイ・留学説明会」	(一財)言語交流研究所ヒッポ ファミリークラブ

新

新

教育委員会資料
6. 5. 15
教育政策課

議案第30号

令和6年度泉大津市一般会計補正予算（第2号） について

1 趣 旨

令和6年度泉大津市一般会計補正予算のうち教育に関する内容について、地方自治法第218条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき諮るものである。

2 根拠法令

地方自治法

（補正予算、暫定予算等）

第二百十八条 普通地方公共団体の長は、予算の調製後に生じた事由に基づいて、規定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、これを議会に提出することができる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

3 内 容

別紙4のとおり

教育費2号補正 歳出

(単価：千円)

別紙4

	課名	事業名	節	細々節	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額	主な内容
1	教育政策課	小学校給食事業	工事請負費	補修工事費	0	7,691	7,691	微酸性電解水生成装置設置工事 955,900円×6校+963,600円+991,100円
2	教育支援センター	教職員研修事業	報償費	講師謝礼	610	468	1,078	・四天王寺大学教育学部教育学科学科長講師謝礼 8,000円×3.5時間×6回 ・札幌市立あやめ野中学校教諭講師謝礼 50,000円×6回 (札幌市-泉大津市の旅費込み)
3	教育支援センター	教職員研修事業	需用費	消耗品費	0	232	232	・書籍 2,200円×18冊 ・ホワイトボードマグネット 790円×80個×3校 ・再生上質紙 (B4 1,000枚) 2,520円×1箱 ・模造紙 (白) 35円×8枚
合計						610	9,001	

教育費2号補正 歳入

	課名	節	細々節	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額	主な内容	充当先
1	教育支援センター	教育総務費補助金	道徳教育推進事業費補助金	0	700	700	学校道徳教育推進事業費	教職員研修事業 700千円

合計 0 700

教育委員会資料
6. 5. 15
スポーツ青少年課

議案第31号

泉大津市立総合体育館条例の一部改正について

1 趣 旨

泉大津市立総合体育館をスポーツ及びレクリエーションの拠点として適正な管理運営を行うため、空調設備を設置した総合体育館大体育室及び総合体育館駐車場の使用料について、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

別紙5のとおり

3 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

泉大津市条例第 号

泉大津市立総合体育館条例の一部を改正する条例 (案)

泉大津市立総合体育館条例（昭和 59 年泉大津市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「別表」を「別表第 1」に改める。

第 12 条第 1 項を次のように改める。

体育館の駐車場を利用しようとする者は、別表第 2 に定める使用料（以下「駐車料金」という。）を納付しなければならない。ただし、体育館を利用する者以外の者は、体育館利用者による駐車場の利用を妨げない場合に限り、駐車場を利用することができる。

第 12 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項の使用料（以下「駐車料金」という。）」を「駐車料金」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「及び第 2 項」を削り、同項を同条第 3 項とし、同条中第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

第 17 条第 3 項中「別表及び第 12 条」を「別表第 1 及び別表第 2」に改める。

別表を次のように改める。

別表第 1（第 8 条関係）

1 団体使用料

区 分			9 時から 12 時まで	12 時から 15 時まで	15 時から 18 時まで	18 時から 21 時まで	9 時から 21 時まで
大 体 育 室	全面	夏季以外	7,500 円	7,500 円	7,500 円	7,500 円	30,000 円
		夏季	<u>12,000 円</u>	<u>12,000 円</u>	<u>12,000 円</u>	<u>12,000 円</u>	<u>48,000 円</u>
	2 / 3 面	夏季以外	5,000 円	5,000 円	5,000 円	5,000 円	20,000 円
		夏季	<u>8,000 円</u>	<u>8,000 円</u>	<u>8,000 円</u>	<u>8,000 円</u>	<u>32,000 円</u>
	1 / 2 面	夏季以外	3,750 円	3,750 円	3,750 円	3,750 円	15,000 円

	1 / 3面	夏季	<u>6,000円</u>	<u>6,000円</u>	<u>6,000円</u>	<u>6,000円</u>	<u>24,000円</u>
		夏季以外	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	10,000円
		夏季	<u>4,000円</u>	<u>4,000円</u>	<u>4,000円</u>	<u>4,000円</u>	<u>16,000円</u>
第2体育室			2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	10,000円
第3体育室			2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	10,000円
卓球室			2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	10,000円
会議室			750円	750円	750円	750円	3,000円

備考

- 1 この表において夏季とは、6月1日から9月30日までの期間をいう。
- 2 団体とは、おおむね10名以上のグループをいう。
- 3 使用者が市内に住所を有していない場合（法人にあっては、その事務所の所在地）は、この表に規定する金額の5割を加算する。ただし、算出した使用料において、その合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 4 使用者が営利を目的としないで入場料を徴収する催しを行う場合は、この表に規定する金額の100割を加算する。
- 5 使用者が営利を目的として入場料又は有料会員券等を徴収する催しを行う場合は、この表に規定する金額の300割を加算する。
- 6 使用時間を超過し、又は繰り上げて使用するとき、1時間につき当該使用区分に係るこの表に規定する金額の4割を徴収する。（この場合30分以上を1時間とみなす。）
- 7 団体使用料は、消費税及び地方消費税を含む。

2 個人使用料

区 分	トレーニング室	トレーニング室以外			
	9時から21時まで	9時から 12時まで	12時から 15時まで	15時から 18時まで	18時から 21時まで

一般	1回(3時間以内)300円	300円	300円	300円	300円
小・中学生		150円	150円	150円	150円

備考

- 1 使用者が市内に住所を有していない場合は、この表に規定する金額の5割を加算する。ただし、算出した使用料において、その合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 2 個人使用料は、消費税及び地方消費税を含む。

3 附属設備使用料

種別	単位	使用料
マイクロホン	1回1本	500円
ワイヤレスマイク	1回1本	500円
放送室設備	1回一式	2,000円
電光式得点表示器	1回1基	1,000円
<u>空調設備(大体育室)</u>	<u>1時間</u>	<u>1,500円</u>

備考

- 1 体育館の使用の許可を受けた1区分における附属設備の使用を「1回」とする。
- 2 9時から12時まで、12時から15時まで、15時から18時まで、18時から21時までを1区分とする。
- 3 2以上の区分において附属設備を使用する場合の1日の上限額は、種別ごとの使用料に2を乗じた金額とする。ただし、空調設備(大体育室)の1日の上限額は、18,000円とする。
- 4 附属設備使用料は、消費税及び地方消費税を含む。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2(第12条関係)

駐車場使用料

区分	使用料
----	-----

<u>1時間までごと</u>	<u>100円</u>
----------------	-------------

備考

- 1 駐車後24時間までの上限額は、600円とする。
- 2 24時間を超える継続利用にあつては、24時間を超える部分の金額は、この表により算出した金額とする。
- 3 泉大津市立保健センターを利用する者が体育館の駐車場を利用するときは、4時間までごとに100円を納付しなければならない。
- 4 駐車場使用料は、消費税及び地方消費税を含む。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(参考)

泉大津市立総合体育館条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(使用料)</p> <p>第8条 使用料は、<u>別表第1</u>のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(駐車場の使用料等)</p> <p>第12条 <u>体育館の駐車場を利用しようとする者は、別表第2に定める使用料(以下「駐車料金」という。)を納付しなければならない。ただし、体育館を利用する者以外の者は、体育館利用者による駐車場の利用を妨げない場合に限り、駐車場を利用することができる。</u></p> <p>2 <u>駐車料金は、自動車を駐車させた者から当該自動車を出庫させるときに徴</u></p>	<p>(使用料)</p> <p>第8条 使用料は、<u>別表</u>のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(駐車場の使用料等)</p> <p>第12条 <u>体育館を利用する者(泉大津市立保健センターを利用する者を含む。以下「体育館利用者」という。)であって、体育館の駐車場(以下「駐車場」という。)を利用しようとするものは、駐車時間4時間ごとに100円の使用料を納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>体育館利用者以外の者は、体育館利用者による駐車場の利用を妨げない場合に限り、駐車場を利用することができる。この場合において、体育館利用者以外の者が駐車場を利用しようとするときの駐車場の使用料は、前項の規定にかかわらず、駐車時間1時間ごとに100円とする。</u></p> <p>3 <u>前2項の使用料(以下「駐車料金」という。)は、自動車を駐車させた者から</u></p>

改 正 案	現 行
<p>収する。</p> <p><u>3</u> 第1項の規定にかかわらず、市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、駐車料金を徴収しないことができる。</p> <p><u>4及び5</u> (略)</p> <p>(利用料金等)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 利用料金の額は、<u>別表第1及び別表第2に定める使用料の範囲内</u>で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p><u>別表第1 (第8条関係)</u> (略)</p> <p><u>別表第2 (第12条関係)</u> (略)</p>	<p>当該自動車を出庫させるときに徴収する。</p> <p><u>4</u> 第1項<u>及び第2項</u>の規定にかかわらず、市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、駐車料金を徴収しないことができる。</p> <p><u>5及び6</u> (略)</p> <p>(利用料金等)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 利用料金の額は、<u>別表及び第12条に定める使用料の範囲内</u>で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p><u>(別表)</u> (略)</p>